

令和2年2月14日

令和元年度一般会計の予備費の使用等に伴う地方負担への対応

標記については、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当：志賀財政企画官、高橋係長

代表：03-5253-5111（内線 23314、23323）

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

令和元年度一般会計の予備費の使用等に伴う地方負担への対応について

政府は、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（以下「緊急対応策」という。）を踏まえ、本日、令和元年度一般会計の予備費の使用を閣議決定（別添資料参照）したところではありますが、緊急対応策により追加される新型コロナウイルス感染症への対応に伴う地方負担に対しては、下記のとおり財政措置を講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

今回の予備費の使用により追加される保健衛生施設等設備整備補助事業、感染症医療費負担事業及び疾病予防対策事業費等補助事業については、地方負担額の80%を特別交付税により措置することとしている。なお、感染症医療費負担事業については、令和元年度当初予算も活用し実施することとされていることから、当該事業における普通交付税措置額を上回る額について措置を講ずることとしている。

また、令和元年度当初予算を活用し実施される保健衛生施設等設備整備費補助事業のうち、緊急対応策に基づき実施されるものについても、地方負担額の80%を特別交付税により措置することとしている。

なお、これらの特別交付税措置については、今年度中に調査を実施することとしており、当該調査において基礎数値の把握ができるものについては今年度措置を講ずることとし、それ以外については令和2年度に措置を講ずることとしているのでご留意いただきたい。

【担当】

総務省自治財政局
財政課財政計画係 高橋
電話 03-5253-5612

令和元年度一般会計予備費使用

〔令和2年2月14日〕
閣議決定

内閣所管

新型コロナウイルス感染症対策に係る帰国者等の生活及び健康管理支援業務に必要な経費 92,871千円

内閣府所管

故中曾根康弘の内閣・自由民主党合同葬儀に必要な経費 82,749

外務省所管

新型コロナウイルス感染症対策に係る在外公館等における感染拡大の防止に必要な経費 63,917

厚生労働省所管

新型コロナウイルス感染症対策に係る政府チャーター機による帰国者等の生活支援及び健康管理に必要な経費 2,335,261

新型コロナウイルス感染症対策に係る電話相談窓口の設置に必要な経費 487,360

新型コロナウイルス感染症対策に係る治療体制・機能の強化に必要な経費 1,683,748

新型コロナウイルス感染症対策に係る感染症医療費負担金に必要な経費	348,107千円
新型コロナウイルス感染症対策に係る検査体制の強化等に必要な経費	1,497,162
新型コロナウイルス感染症対策に係る水際対策の強化に必要な経費	3,356,306

経済産業省所管

新型コロナウイルス感染症対策に係るマスク生産設備導入補助事業に必要な経費	450,000
--------------------------------------	---------

計	10,397,481
---	------------

(参考)

予備費予算額	500,000,000千円
前回までの使用累計額	213,444,845
今回使用額	10,397,481
差引残額	276,157,674